

岩手県告示第786号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行わせる者を次のとおり指定した。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定した者の名称及び住所
  - (1) 名称 社団法人岩手県建築士会
  - (2) 住所 盛岡市上ノ橋町1番50号
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地 盛岡市上ノ橋町1番50号
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日 平成21年12月1日